

## 新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対応 (令和5年5月2日変更・5月8日適用)

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類」に見直されます。それに伴い、当園の「新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対応」の内容が以下の通り変更になりますので、よくお読みのうえご理解ご協力をお願いいたします。

なお、関連する文科省や所管の神奈川県からの通知は先週末から届き始め、現在も追加の通知が届いているところでありますが、移行後の5月8日に間に合わせるため、現時点の情報をもとに「新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対応」を作成いたしました。今後、変更する箇所もあるかと思いますが、その際は改めてお知らせいたします。また、神奈川県からの通知された資料の中に、5類への移行に関する変更点などがわかりやすく表記された書類がありましたので、その箇所を抽出して参考までに添付しました。

### 1. 体調不良および感染した場合の対応

#### ① 体調が悪い場合

発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある場合は、家庭で待機していただくことが何よりの感染拡大予防策です。体調が悪い場合は無理をせず、登園を控えるようお願いいたします。

#### ② 園児本人の感染が判明した場合

##### 【出席停止の期間】

開始日	感染が判明した日（PCRまたは抗原検査） ただし、判明前から欠席していれば、最終登園日の翌日
療養期間	発症日を0日として5日間経過し、かつ、症状軽快後24時間が経過していること。 最短で5日間。  ※「症状軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることをいいます。（「完治」とは違います。）
登園可能日	療養期間終了日の翌日（最短で6日目）  ※インフルエンザにおいては、療養後の登園初日に「治癒報告書」を提出していただくことになっておりますが、新型コロナウイルスでは、そのような書類は不要です。また、復帰に際しての電話連絡も必要ありません。
園への報告	必要
注意事項 その他	※発症から10日を経過するまではウイルス排出の可能性があることから、出席停止解除後であっても、咳やくしゃみ等の症状が続いている場合は、できるだけマスクを着用させて（持たせて）ください。なお、マスクは屋内のみ着用します。 ※出席停止の基準は園児だけではなく、同居家族、教職員についても準用します。 ⇒同居家族の場合は来園停止、教職員の場合は出勤停止 ※5月8日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された園児で5月8日をまたぐ場合は、改定後の出席停止の期間の基準が適用されます。

### ③ 同居家族の感染が判明した場合

園児本人に発熱や咽頭痛、咳などの症状がなければ、通常通り登園することができます。同時在園の兄弟姉妹も同様です。なお、同居家族の感染に関しては、幼稚園への報告は不要です。

※5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われないこととなります。

## 2. 感染報告

園児の感染が判明した場合のみ、幼稚園まで報告をお願いします。

※PCR検査や抗原検査を受検する際の報告、検査結果が陰性だった場合の報告、同居家族が感染した場合の報告は不要です。

#### 【報告期間】 全日

※保育日だけではなく、休園日、土日祝日、長期休業日についても報告をお願いします。

#### 【受付時間】 「れんらくアプリ」にて 24 時間受付

※感染報告はアプリの「欠席連絡」ではなく、「**新型コロナウイルスの感染報告**」からお知らせください。

※検査結果で陽性が判明したときは、できれば当日、遅くとも翌日までにご報告ください。

#### 【報告方法】

「れんらくアプリ」を開く → 「コロナ・インフル・胃腸炎の感染報告」 → 「コロナの感染報告」 → 「日付」選択（報告日） → 「連絡内容」に下記の必要事項を入力のうえ送信してください。

#### 《連絡内容の入力》

※登録されている基本情報（クラス、園児名）を入力する必要はありません。

下記の情報を文書でお知らせください。

- ① 発熱や咽頭痛、咳などの症状が出た（症状に気づいた）日時  
※おおよその時間で構いません。
  - ② 検査日
  - ③ 検査結果で陽性が判明した日
  - ④ 最終登園日
- ※その他必要に応じて書き足してください。

入力例) 5月10日の夜から熱が出始め、11日に病院で検査を受けたところ、本日、陽性と診断されました。最終登園日は10日です。

## 3. 欠席の連絡

欠席の管理は web ソフト（専用の園児管理ソフト）で行っているため、**コロナの感染報告とは別に欠席の連絡が必要です**。お手数ですが、通常の欠席連絡と同じように各自アプリから連絡（予約）をお願いします。

※欠席理由は「コロナ」を選択してください。

※発熱等の症状があっても、検査で陽性反応が出るまでは通常の「発熱」と同じ扱いになりますので、連絡アプリの欠席理由は「発熱」を選択してください。

#### <入力制限により当日の入力（変更）ができない場合>

連絡アプリは管理上、時間帯の入力制限を設けているため、午前7時30分以降に当日の入力や内容を変更することができません。そのため、入力制限により当日の入力や内容の修正ができない場合は、**当日分の内容はそのままに、翌日以降をコロナによる欠席としてご連絡ください。**コロナの感染報告と照らし合わせて、欠席初日から復帰前日までを「コロナによる出席停止期間」として取り扱います。

◎欠席期間に休園日（土日等）が含まれていても構いません。（コロナによる欠席初日が、休園日になっていても構いません）

## 4. 学級閉鎖等について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類」に移行されるのに伴い、学級閉鎖の基準も変更になります。当園では現在、インフルエンザによる学級閉鎖の基準を「クラス人数の30%～50%を目安に、熱による欠席者や復帰予定者の人数などを加味し総合的に判断して決定します。」としていますので、それに準ずることになります。ただし、教職員に感染が広がり、複数名出勤できないことにより教育の提供が困難な場合に限り、検討のうえ、学級閉鎖または臨時休園にする場合があります。なお、学級閉鎖および臨時休園の期間については、保健所等と相談・協議のうえ決定し通知いたします。

#### <保育中の対応>

保育中に感染の報告が相次ぎ、学級閉鎖の目安となる人数に達したときは、総合的に判断したうえで学級閉鎖にするか否かを決定します。学級閉鎖の措置を取る場合はメールでお知らせしますが、**学級閉鎖は「その時点から」ではなく「翌日から」になります。**そのため、帰りのお迎え時間等に変更はなく、預かり保育も利用できます。ただし、熱がある園児や体調が思わしくないと園側で判断した園児に関しては、保健室等の別部屋で過ごさせると共に、該当する園児の保護者に連絡を入れますので、できるだけ早い時間にお迎えをお願いします。また、学級閉鎖対象のクラスにおいては、体調が悪くない園児に関しても、保護者の判断で即時お子様を引き取ることもできます。即時引き取りを希望される場合は、まずは電話にてご連絡ください。

## 5. 感染状況の掲載

従来、新型コロナウイルスの感染報告があった場合は、その都度、当該クラスにメールで通知しておりましたが、インフルエンザと同様に保護者がサイトにアクセスして発症状況を確認する形になります。

**※サイトのアドレスは、一般には公開しておりませんのでご了承ください。**

## 6. メール通知

#### <注意喚起のメール>

全学年とも感染者が1クラス当たり5名程度になった時点で該当のクラスに注意喚起のメールを配信します。なお、深夜の場合は、翌朝にメールを配信します。

#### <学級閉鎖のメール>

学級閉鎖の措置に至った場合、その時点で全員にメールを配信します。ただし、深夜の場合は、該当するクラスはその時点で、該当しないクラスは翌朝にメールを配信します。

#### <全学年閉鎖（休園）のメール>

全学年閉鎖の措置に至った場合、深夜を問わずその時点で全員にメールを配信します。

以上